

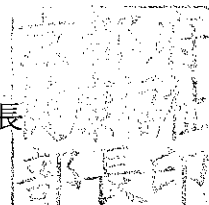


2 障 第 1 2 4 8 号

平成 22 年 10 月 18 日

各 市 町 村 長 様

京都府健康福祉部長



重度障害児（者）在宅生活支援事業の実施について

医療的ケア（医行為）が必要な重度心身障害児（者）が安心して在宅生活を送り、家族の負担を軽減することを目的に上記事業を別添「重度障害児（者）在宅生活支援事業実施要領」により実施することとなりました。

つきましては、事業の趣旨をご理解いただき、事業の円滑な実施にご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、国においては「介護職員等によるたんの吸引等のための法制度の在り方に関する検討」が行われているところであり、本事業はその検討結果等により見直しを行うものであることを申し添えます。

担当： 障害者支援課福祉サービス担当 笠松

TEL： 075-414-4600

FAX： 075-414-4597

Email： k-kasamatsu58@pref.kyoto.lg.jp

平成 22 年度重度障害児（者）在宅生活支援事業実施要領

第 1 趣旨及び目的

この要領は、重度障害児（者）在宅生活支援事業を実施するにあたり、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

本事業は、医療的ケア（医行為）が必要な在宅重度心身障害児（者）（以下「在宅重度心身障害児（者）」という。）の安定した日中活動サービス等利用のため、サービス提供体制を充実する生活介護事業所等へ助成を行う市町村に対し補助することにより、当該重度心身障害児（者）の安定した在宅生活及びその家族の負担軽減に資することを目的とする。

第 2 事業の実施主体

本事業の実施主体は市町村とする。

第 3 対象事業

この補助金は、在宅重度心身障害児（者）を受け入れるため、指定生活介護事業所、その他市町村が日中活動の場所と認めた事業所（地域活動支援センター等）等（以下「生活介護事業所等」という。）が、本年度に看護師増員又は既配置の看護師の勤務時間数の増加を行うために要する次に掲げる事業費に対して市町村が助成するものを対象とする。

- (1) 看護師配置経費（看護師人件費又は看護師派遣経費）
- (2) 設備整備費（ベッド、酸素量測定機器等上記看護師が医療的ケアのために使用する設備）

なお、本補助金以外のその他の補助金等（例：緊急雇用対策基金等）の交付を受ける場合は補助対象外とする。

ただし、国の障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領第 3 にいう福祉・介護人材の処遇改善事業については当該助成金収入分を除き補助対象とする。

第 4 補助金額、補助限度額及び補助割合

市町村が第 3 の事業として生活介護事業所等に助成した金額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助限度額 3, 000, 000 円を比較して少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

第 5 交付申請

規則第 5 条に規定する申請書は、別に定める様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

第 6 実績報告

規則第 13 条に規定する実績報告は、別に定める様式によるものとし、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の 4 月 10 日までに知事に提出するものとする。

第7 その他

- (1) この要領に基づき市町村の長が知事に提出する書類の部数は2部とし、当該市町村の区域を所管する京都府保健所の長を経由しなければならない。
- (2) この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成22年10月18日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。